

I C T 活用工事の推進に関する試行方針（案）

京都府建設交通部指導検査課

第1 I C T 活用の推進

国土交通省が推進するi-Construction の施策の一つである「I C Tの全面的な活用」について、現場の生産性向上や品質確保を図るため、京都府建設交通部発注工事においても、以下のとおり「I C T活用工事」の試行に取り組むものとする。

なお、運用に当たっては、別途定める「I C T活用工事の試行要領」により実施するものとする。

1-1 I C T 活用工事を推進する工種

「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」に（I C T）対応工種として記載のある工種及び国土交通省が実施要領を定めている作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、法面工、地盤改良工、河川浚渫工及び舗装工（修繕工）とする。

第2 実施体制

I C T活用工事の推進に当たっては、京都府建設交通部が一体となって取り組むこととし、I C T活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、関係機関へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 I C T 活用工事の推進を図るための措置

3-1 I C T 活用工事

I C T活用工事とは、原則、以下に示す全ての施工プロセス（①～⑤）においてI C Tを全面的に活用する工事とする。

【施工プロセス】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、I C T建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 実施手続及び必要な経費の計上

I C T活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて必要な経費を計上する。

3-2-1 受注者希望型

対象工事については、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、I C T活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの提案・協議によりI C T活用工事を実施する場合、I C T活用工事を推進する工種については、設計変更の対象

とし、「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」及び国土交通省が定める積算要領等により必要な経費を計上する。

3－2－2 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施する場合、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の対象であることを明示し、「土木工事標準積算基準書（国土交通省）」及び国土交通省が定める積算要領等により必要な経費を計上する。

3－3 工事成績評定における評価

ICT活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、工事成績の「施工管理」の「その他」項目で評価するとともに施工プロセス（①～⑤）の実施範囲により「創意工夫」の項目で加点評価するものとする。

第4 ICT活用工事の推進のための当面の留意点

ICT活用工事の推進に当たって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4－1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用工事の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を関係職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4－2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施するものとする。

附 則

この試行方針は、平成30年6月22日から施行する。

この試行方針は、令和2年1月6日から改正する。

この試行方針は、令和3年1月4日から改正する。